職員の管理職手当の特例に関する条例の制定（概要）

総務部人事局企画厚生課

■制定の理由

・本府の財政状況を踏まえ、管理職手当の時限的減額を行う。

■制定の内容

・平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間における管理職手当について、その額の100分の５に相当する額を減額する。

■施行期日　　平成27年４月１日

　　　　　　　（理由：平成27年度の減額措置を定めるものであるため。）

■政策アセスメント・制度間調整　　財政課と調整済み